

令和5年度 第1回 防府市地域福祉推進協議会
会議結果 [要旨等](#)

日 時	令和5年11月1日（水） 午後1時30分～午後3時
場 所	防府市文化福社会館 3階4号会議室
出席者	【委員】 草平委員、石田委員、吉村委員、山崎委員、齊藤委員、島田委員、松永委員、肥田委員、中村委員、門田委員、山野委員、湯面委員、森本委員、村田委員、讃井委員 （欠席：長谷川委員、松村委員、三戸委員、山本委員、原田委員） 【行政等】 防府市健康福祉部長 防府市健康福祉部次長 防府市社会福祉協議会常務理事 【事務局】 防府市社会福祉課、防府市社会福祉協議会
傍聴者	あり（1名）

※ 以下、会議結果については、発言等の要旨のみを簡略化しています。

1 開 会

2 あいさつ

<市健康福祉部長あいさつ>

第三次計画の期間中には、市社会福祉協議会が新庁舎へ移転するということもあり、福祉分野の関係各課と市社協が一体となった福祉分野の相談窓口を設置するなど、市民の課題に寄り添い、丸ごと受け止めることができる相談体制の構築を図ることとしており、「誰もが安心して明るく楽しく暮らしていけるまちづくり」を基本理念とした地域福祉をより一層推進していかれるものと考えている。

委員の皆様からのご意見を賜り、第三次計画を推進してまいりたい。

会長の選出

～草平委員を会長に選出～

3 議題

「第三次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画」の令和4年度の取組計画に対する実施状況の評価 並びに 令和5年度の取り組みについて

<事務局（市社会福祉課、市社会福祉協議会）説明>

～【資料1】実施目標計画（進行管理シート）の評価について

【資料2】「第三次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画」実施目標計画一覧

【資料3】「第三次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画」

【令和5年度】実施目標計画 進行管理シート

説明～

<委員A>

玉祖小学校が車いすやアイマスクを使った福祉教育に、5、6年前から毎年参加しており、非常に熱心に取り組んでいる。右田地区の文化祭でも、テントの設営や共同募金の協力、また、右田地区社協で取り組んでいる在宅介護在宅訪問事業にも中学生に参加してもらっている。

奉仕活動を体験し、ボランティア活動の大切さを学び、生涯に渡りそういった精神をもってもらえれば、非常に明るい未来が開けるのではないかと感じている。

<委員B>

防府ボランティア連絡会では市内の高校、山口短期大学とも活動を一緒にしているため、ボランティア活動について、高校・大学を含めた記載をしていただきたい。

<事務局（社会福祉協議会）>

計画の段階で、協議のうえ小・中について記載しているが、高校についてもどこまで載せるか、報告事項で載せていくかに関して、事務局でも協議を重ねていく。

<委員C>

実施目標No.1 福祉教育の推進について、達成度が令和3年度のAからBになっているが、内容と成果を見た限りでは、実質的には全ての数字が上がってきている。評価がBに下がった理由は。

<事務局（社会福祉協議会）>

令和3年度はコロナの影響緩和により数字が復活したが、令和4年度は、中学校については野島しか実施できなかったため、B評価としている。

<委員D>

実施目標No.1 福祉教育の推進の説明で、プルタブの回収は令和5年3月で終了したとのことだが、市民活動支援センターにエコキャップや古切手を持ち込みをされる市民が今でも多くおられるので、もう一度わかりやすく周知をしていただきたい。

実施目標No.2 福祉活動への参加促進について、消費生活講座実施回数（3回 79人）が、令和3年度と同じだが、たまたま同じ回数、人数だったのか、同じ組織に対して実施したのか。

全体的な資料の作りについて、主な関係事業・取組欄に個別に課が書いてあるところ、ボランティアセンター事業と書かれているところ、市と書かれているところ等があり、書き方が統一されていない。実施目標No.7 ボランティアに対する関心の拡大の中で、ワンボラやまなぼらについての記載があるが、地域振興課（市市民活動支援センター事業）という記載になるのではないかと思う。

<事務局（社会福祉協議会）>

プルタブに関してはやめる際に何度か啓発を行ったが、もう一度市民の方に周知できるような形にしていきたい。

<事務局（社会福祉課）>

No.2 福祉活動への参加促進について、対象団体等の確認はできていないため、後日確認する。

主な関係事業・取組欄の書き方の統一について、事業担当課が特定できる場合は、部署名を記載しており、部署を跨り横断的に実施するものについては、市と記載している。No.7 地域振興課の後に事業名の記載をという点については追記する方向で調整をする。

<委員B>

視覚障害者のグループがなくなったという話があったが、視覚障害者がいないのであればよいが、そうではないので、市の担当課で声掛けをし、グループができるようにしていただきたい。ボランティア連絡会でも、市広報と市社協だよりの内容をテープに吹き込み、毎月2回、送るという活動を行っている。団体が有のと無いのでは大違いであるため、市の窓口でも声掛け、案内をしていただきたい。団体を作っていくにはどうしたらよいか、本当に必要な人に生きていくような活動のあり方を、市も一緒に考えていただきたい。

<委員E>

昭和48年4月に防府市の障害福祉団体連合会が組織され、当時9団体あったものの、平成15年、18年、23年と脱退が続き、お世話をする人がいなくなり、また、プライバシーの関係で市に名簿等を見せってもらうことが出来なくなったということ等もあって、会員が新しく加入することがほとんどなくなってきた現状がある。私は平成28年4月に会長になったが、障害福祉団体連合会の会員数が600～700人弱だったのが、平成3年には500人弱くらいに減少した。市障害福祉課、市社会福祉協議会、障害福祉団体、市障害福祉事業団等の協力を得て、年4回行事等を行っているが、一番困っているのはどこに誰がおられるかが把握できないことと、どのように組織化していくかということ。

<議長>

現状、組織自体の維持ができないような状況である、また市も個人情報に関してはかなり制限を加えており、対象者のリストを実名で渡すことが今、全くできない状態だと思うが、こうした中で、活動を支えていくような方法はないだろうかということについて、評価の中でどう反映するかということと、次期計画等でも、懸案事項として、当事者組織をいかに盛り立てていくかということについて、考えていかなければならない。

<委員B>

守秘義務も大事だが、命が関わるときに、こういうグループがあり、そこに連絡をしたら何とかできるということが必要で、そのためには日頃の付き合いがいるということ。障害福祉課の窓口で、こういうグループがありますということを紹介していただきたい。若い世代の間でグループが必要ないという風潮ができ、高齢化により会員がいなくなったということもあるため、もう少し市で説明をしていただきたい。

<委員F>

No.26 避難行動要支援者の避難支援等の体制づくりについて、避難行動要支援者名簿情報提

供の協定締結状況が、令和4年度までの123自治会から147自治会まで増え、数値目標的にはあと少しとのことだが、自治会は230弱あるので、150という目標設定が低いのではないかと感じる。災害発生時に命を守るために非常に大切なものだと思う。地区や地域によって差はあるが、非常に大事なことなので、目標を150にとどまらず、増やしていただきたい。

<委員A>

委員Fの意見に一部被るが、協定締結数が147自治会とのことなので、全自治会数の60%弱ということだと思う。私が一番危惧しているのは、協定を締結する自主防災組織にも、自治会連合会単位、複数の自治会の合同、単独の自治会と種類があり、協定を締結した団体等が地区によってまちまちなため、少しいびつなことになっている。右田地区では、右田と玉祖で自主防災組織における協定締結状況、自治会長や民生委員の名簿保有状況が異なっており、個人情報をつつ、どのような段階で共有するのか、守秘義務の関係から言えば、当然、いざ事があった時に初めてということになるが、お互いに保有しておく、前段階で、民生委員と自治会長が日頃から話ができる。理想的には、西浦地区のように、それぞれ全体で取り組んでおり、民生委員全員が名簿を持っている、そうすると、一番有効的な活用できる。制度を有効的に活用できるよう、もう少し方法を考えていただきたい。

<事務局（社会福祉課）>

255自治会がある中で、名簿を保有している団体が、地区によって自治会、民生委員、その両方とバラバラということであり、両方が名簿を保有している状況が、情報伝達という意味では理想的な姿なのだろうとは思いますが、現実には一部でしかできておらず、大多数が自治会で保有しており、民生委員は保有していない等、齟齬があるということで御提言のような御提案があったのだろうと理解している。もう少し良い方法があるかについては、担当課に伝え、また考えていきたいと思う。

<委員B>

まずは自治会において、各班長が状況把握することが必要だと思う。そのためにも、まずは自治会長と民生委員が守秘義務を守る前提で地元の情報を保有しておくことが必要。こういう理由で自治会長と民生委員にはきちんとお願いしておきますということ、市内一律で同じようにできるようにしていただきたい。

<議長>

社会福祉領域でも複数の機関が関わる場合、個人情報をどのように伝えてよいのかという原則について、一番目に本人の同意があるということが当然言われている。もう一つは、命の危機が迫っている時に関しては原則を取り外し、本人の了解なしに、必要のある組織に伝達することが原則となるが、災害時に、命の危険があるということはいつ判断するのか、事前に伝えてよいのか、あるいは災害が起こってからでよいのかということが議論になる。それぞれ、自治会単位等で当事者となる方と話をしながら、情報公開について地区ごとでも考えていただけたらよいのではないかなと思う。

<委員D>

実施目標No.12 既存の制度や人材・団体等の活用について、企業ボランティアモデル事業所の開拓等の項目に、市民活動支援センターも入れていただきたい。地域振興課（支援センター事業）等と記載するのか、どちらにするかはお任せしたいと思うが。県・県社協・山口きらめき財団指定の企業ボランティアについて、令和3年度は大村印刷、中村被服を推薦しており、市社協推薦のレノファ山口と共に指定を受けている。日頃から市社協と連携した取り組みを進めているため、連携して、防府市の企業もすごいということ、企業ボランティアモデル事業を通じて広く知っていただけるような取り組みを行っていききたいと思う。

<事務局（社会福祉協議会）>

確かに最初は市社協単独だったものの、令和3年から一緒に進めるようになってきているため、どのような形で記載したらよいかを協議していききたいと思う。

<委員G>

実施目標No.21 権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進について、令和3年度から成年後見センターが立ち上がっているが、令和3～5年度現時点での対象者の支援方針会議の開

催回数についてお聞かせいただきたい。

<事務局（社会福祉協議会）>

成年後見センターについては、令和3年から社会福祉協議会で開設しており、支援方針会議は令和3年に1回、令和4年に3回開催した。今年度については、支援方針会議の前段階で調整、対応ができたため、開催していない。

<委員G>

後見センターについて、後見に限らず権利擁護が必要な方の支援をしていくということだと思うので、後見か地権かという手前の部分でどのように権利擁護していくかという議論、検討が必要。そういう段階から支援方針会議を開催し、幅広く検討していただきたい。また、No.21権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進の中で、「権利擁護事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり、金銭管理が必要な人や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている人への支援について検討します。」と記載がある。身元保証人がいない方で、困っておられる方への支援について、今、どのような検討がされているのか、あるいはこれからどういう検討をされる予定があるのかについてお聞かせいただきたい。

<事務局（社会福祉協議会）>

身元保証も難しい問題で、資力に乏しい方を、制度にのせるのはなかなか難しいところもある。その中で、社会福祉協議会で行っている地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業に名称変更）を一時的に活用し、その後に使途申し立てに繋ぐなどして、不利にならないよう、生活ができるような体制を整えながら、市と連携し、情報共有を行っている。身元保証についての検討会等はまだ体制が整っていない状況。

<委員G>

私達社会福祉士も現場で身元保証人がいないがために入院ができない、施設に入所できないという状況を見ている。県社協の3、4年前の調査では、全県で9割以上の病院が、高齢者施設が、障害者施設が、身元保証人を求めるという実態結果がでていますが、これに対する対策は、まだまだどの市町もこれからという段階だと思うので、今後の取組課題の一つとして検討していただきたい。厚労省が令和4年から、モデル事業に取り組んでおり、県内では今年度から山口市が手を挙げられていると聞いているが、防府市でも具体的な取り組みをお願いしたい。

～まとめ～ <議長>

評価という部分と、それから現在の評価を見ながら、次期計画について、もう少し組み込んだらよいと思われる視点についての御意見をたくさんいただいた。評価については、この第3次計画がどのように進んでいくのか、ちょうど中間点にあたるころではあるが、これからどのように進めていくかというところで貴重な御意見を賜り、現在枠組みとして設けていないところについても御意見をいただきありがとうございます。

4 その他

<社会福祉協議会常務理事あいさつ>

有意義な協議ができたことを感謝申し上げます。市と連携を密にして、計画を着実に進めていきたい。